子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件（案）等に関する意見募集の結果について

令和８年９月 14 日
こども家庭庁成育局保育政策課
支援局家庭福祉課

子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件(案)等については、令和８年７月 24 日(金)から同年８月６日（木）までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて国民の皆様から御意見を募集しました。

いただいた御意見の要旨とそれに対するこども家庭庁の考え方については、別表のとおりです。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみを示しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも児童福祉行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別表

御意見の要旨及びそれに対する考え方

御意見の要旨	それに対する考え方
子ども・子育て支援システムおよび児童扶養手当システムの標準化・効率化に向けた取組に賛成し、実効性を高めるために以下の改善案を提案します。 ・差分一覧の公表 ・テストデータの提供 ・初期稼働サポートの明示 ・添付ファイル形式の拡充	ご意見として頂戴いたします。 なお、当該告示に関する各システムの標準仕様書については、下記ホームページにて差分の一覧等を公表しております。 （子ども・子育て支援システム： https://www.cfa.go.jp/jichitaijoho_system/shien 児童扶養手当システム： https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku/jifute）
現行の子ども・子育て支援システム標準仕様書第 2.0 版の掲載先は示されていますが、今回改正される機能要件、帳票要件、実装区分及び適合基準日の具体的な変更内容又は変更差分を確認できません。 このため、改版後の標準仕様書、改定履歴、見え消し版、変更項目一覧その他の既存資料のいずれかにより、少なくとも次の事項を継続して追跡できるようにしてください。 変更対象となる機能 ID 又は帳票 ID 変更前後の内容 実装区分 適合基準日 変更理由の区分 また、「誤記・不整合等」及び「その他所要の改正」については、少なくとも次の変更を区別できるようにしてくだ	当該告示に関する子ども・子育て支援システムの標準仕様書については、下記ホームページにて差分の一覧等を公表しております。 （子ども・子育て支援システム： https://www.cfa.go.jp/jichitaijoho_system/shien）

さい。 表記、引用その他の軽微な訂正 実装区分の変更 適合基準日の変更 機能又は帳票の追加、削除若しくは内容変更 法令又は制度改正への対応 さらに、案件番号 141000233 で追加される次の二帳票について、本件告示又は改版後の標準仕様書における対応箇所を追跡できるよう、改版資料又は結果公示に参照先を示してください。 子どものための教育・保育給付請求書（満 3 歳以上限定小規模保育事業） 給付請求明細書・在籍児童一覧（満 3 歳以上限定小規模保育事業） 帳票 ID、様式番号、実装区分、適合基準日、印字項目及び帳票レイアウトが確定した後は、それらを確認できる資料の名称又は掲載先を示してください。本件改正の対象外となる部分がある場合は、その旨及び当該部分を具体化する文書又は掲載先を示してください。	
今回の改正で、制度の変更やシステム上の間違いを直すこと自体には賛成です。 ただし、資料には「誤記や不整合を直します」「その他必要な修正をします」としか書かれていない部分があり、具体的に何がどう変わるのかがよく分かりません。これでは、改正が本当に妥当なのか、自治体や利用者にどのような影	当該告示に関する各システムの標準仕様書については、下記ホームページにて差分の一覧等を公表しております。 （子ども・子育て支援システム： https://www.cfa.go.jp/jichitaijoho_system/shien 児童扶養手当システム： https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku/jifute）

響があるのかを判断しにくいです。 　そのため、改正前と改正後の違いが分かる一覧表を示してください。また、変更される機能や帳票、データ項目、対応期限、自治体やシステム事業者に新たな作業が必要になるかどうかも、パブリックコメントの資料から確認できるようにしてください。 　児童扶養手当に特定親族特別控除を追加する点についても、具体的な世帯の例を使って、所得の計算や手当の支給制限が改正前と改正後でどう変わるのかを説明してください。 　あわせて、令和８年８月の改正内容を自治体やシステム事業者にいつ知らせたのか、8 月 31 日の適用までにどのような改修、確認作業、職員や利用者への周知が必要になるのかも明らかにしてください。	また、上記ホームページについては、令和８年８月 31 日に掲載の上で周知を行っており、８月 31 日までに何らかの対応を求めるものではありません。
今回の改正案が追加しようとしている、子ども・子育て支援システムにおける各種の「紙の帳票出力機能（教育・保育給付請求書等)」の改修・開発方針に対し、主権者たる国民として断固反対します。デジタル化や業務効率化を大義名分として掲げながら、中途半端に「紙の書類」を印刷・維持させる仕様をわざわざ追加する設計は、開発コストと現場の手間を二重に発生させるものであり、国家財政の無駄遣いに他なりません。	ご意見として頂戴いたします。